

第3章 都道府県における男性DV相談の実施状況

都道府県における男性相談者からのDV相談の実施状況を確認するため、都道府県が設置している配偶者暴力相談支援センターにおける男性相談者からのDV相談について、アンケート調査を実施した。

調査結果は次のとおりである。

I 調査結果

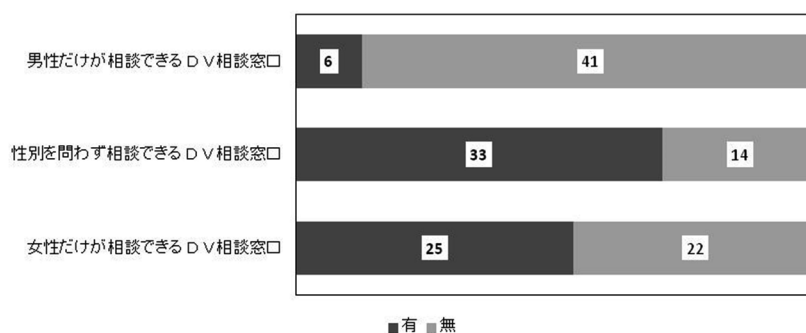
1 男性DV相談窓口の設置状況等

(1) DV相談窓口の設置状況

問1 現在の貴都道府県の「DV相談窓口」について、「男性だけが相談できるDV相談窓口」、「性別を問わず相談できるDV相談窓口」、「女性だけが相談できるDV相談窓口」の区分ごとに、有又は無に○をつけ、有の場合は、相談窓口数をご記入ください。

「女性だけが相談できるDV相談窓口」だが、男性から相談があれば対応している場合は「女性だけが相談できるDV相談窓口」として、内数で相談窓口数をご記入ください。

図表 3-1 「DV相談窓口」の設置状況 (N=47)



47 都道府県の『「DV相談窓口」の設置状況』は、「男性だけが相談できるDV相談窓口」が「有」は6都道府県(12.8%)、「無」は41都道府県(87.2%)であった。

「性別を問わず相談できるDV相談窓口」が「有」は33都道府県(70.2%)、「無」は14都道府県(29.8%)であった。

「女性だけが相談できるDV相談窓口」が「有」は25都道府県(53.2%)、「無」は22都道府県(46.8%)だった。

なお、「女性だけが相談できるDV相談窓口」が「有」の25都道府県のうち「男性からの相談があれば対応している相談窓口」があるのは15都道府県であった。

(2) 平成 25 年度の男性DV相談件数

問2 貴都道府県が設置しているDV相談窓口における平成 25 年度の、「男性DV相談」件数（DV防止法対象の相談件数）をご記入ください。

図表3-2 平成25年度の「男性DV相談」件数

相談件数	都道府県数
0	1
1～20	30
21～50	6
51～70	2
71～100	1
101以上	5
無回答	2

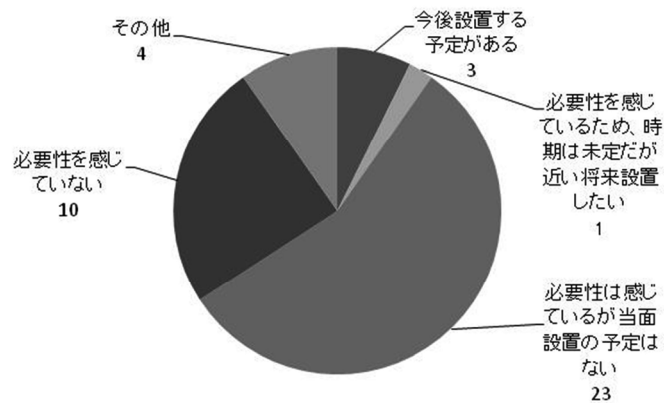
『平成 25 年度の「男性DV相談」件数（DV防止法対象の相談件数）』は、「0件」が1都道府県、「1～20件」が30都道府県、「21～50件」が6都道府県、「51～70件」が2都道府県、「71～100件」が1都道府県、「101件以上」が5都道府県であった。

(3) 男性専用のDV相談窓口の設置予定

問3 今後、男性専用のDV相談窓口を設置する予定はありますか。(該当するもの1つに○をつけ、「今後設置する予定がある」の回答には設置時期をご記入ください)

(問1で「男性だけが相談できる窓口」について「無」と回答した都道府県に質問。)

図表 3-3 男性専用のDV相談窓口の設置予定 (n=41)



「男性だけが相談できる窓口」がない41都道府県の『男性専用のDV相談窓口の設置予定』は、「必要を感じているが、当面設置の予定はない」が23都道府県(56.1%)、「必要を感じていない」が10都道府県(24.4%)であった。

「今後設置する予定がある」は、3都道府県(7.3%)であり、その時期は、「平成26年11月頃」、「平成26年度中」、「平成27年1月頃」といずれも平成26年度中の設置を予定していた。「必要を感じているため、時期は未定だが、近い将来設置したい」は1都道府県(2.4%)、「その他」は4都道府県(9.8%)であった。

【「その他」の内容】

- 必要性も含めて今後検討する。

(4) 男性相談者からDV相談があった場合の対応（男性DV相談窓口がない都道府県対象）

問4 男性が相談できるDV相談窓口はないが、男性相談者からDV相談があった場合はどのように対応していますか。（「女性だけが相談できるDV相談窓口で相談を受ける」は件数、「男性相談者からのDV相談に対応可能な他の相談窓口を紹介する」は主な紹介先をご記入ください）

（問1で、「男性だけが相談できるDV相談窓口」と「性別を問わず相談できるDV相談窓口」の両方に「無」と回答した都道府県に質問。

図表 3-4 男性相談者からDV相談があった場合の対応（男性が相談できるDV相談窓口がない都道府県対象）
(n=10、複数回答)

女性だけが相談できるDV相談窓口で相談を受ける	8
男性相談者からのDV相談に対応可能な他の相談窓口を紹介する	5
その他	0

「男性DV相談窓口」がない（「男性だけが相談できるDV相談窓口がある」と「性別を問わず相談できるDV相談窓口がある」が両方「無」）10都道府県の『男性相談者からDV相談があった場合の対応』は、「女性だけが相談できるDV相談窓口で相談を受ける」が8都道府県、「男性相談者からのDV相談に対応可能な他の相談窓口を紹介する」が5都道府県であった。

「女性だけが相談できるDV相談窓口で相談を受ける」と回答した8都道府県の相談件数の内訳は、「0件」が1都道府県、「1～10件」が4都道府県、「11～20件」が2都道府県、「21件以上」が1都道府県であった。

また、「男性相談者からのDV相談に対応可能な他の相談窓口を紹介する」と回答した5都道府県の、「主な紹介先」は次のとおりであった。

【主な紹介先】

- 警察
- 心の健康を担当する機関
- 県内市町村の男性相談を実施している窓口

(5) 男性DV相談窓口の開設時期

問5 「男性DV相談窓口」の開設時期はいつですか。（「性別を問わない相談窓口」は、男性からの相談を受けるようになった時期をご記入ください）

（問1で、「男性だけが相談できるDV相談窓口」、「性別を問わず相談できるDV相談窓口」のいずれか、又は両方に「有」と回答した都道府県に質問。）

※問1の「男性だけが相談できるDV相談窓口」と、「性別を問わず相談できるDV相談窓口」の2つを便宜的に以下「男性DV相談窓口」とする。

図表3-5 「男性DV相談窓口」の開設時期 (n=97)

平成14年4月より前	3
平成14年4月	41
平成14年4月より後	49
不明	4

『「男性DV相談窓口」の開設時期（「性別を問わず相談できるDV相談窓口」は、男性からの相談を受けるようになった時期）』については、37都道府県97箇所の「男性DV相談窓口」から回答があった。

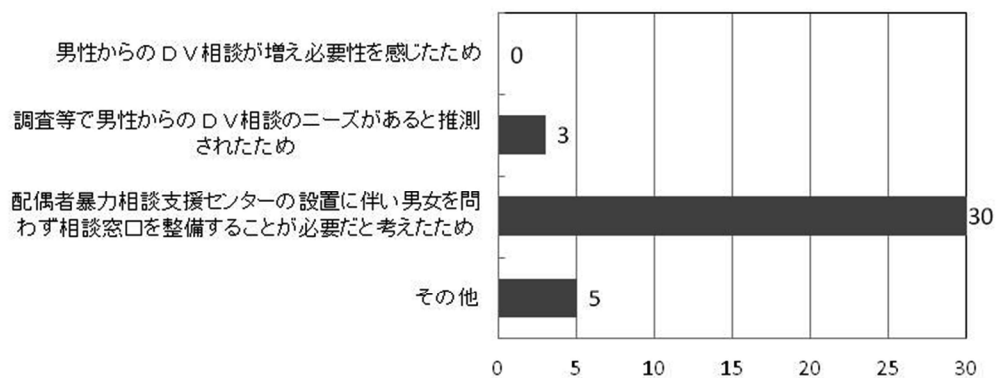
「男性DV相談窓口」の設置時期が「平成14年4月より後」が49箇所（50.5%）、「平成14年4月」が41箇所（42.3%）で、「平成14年4月より前」は3箇所（3.1%）であった。

なお、「男性だけが相談できるDV相談窓口」（6箇所）の設置時期について見ると、「平成14年4月より後」が4箇所、「平成14年4月」、「平成14年4月より前」が、各1箇所であった。

(6) 男性DV相談窓口を開設した理由

問6 「男性DV相談窓口」を開設した理由は、次のうちどれですか。（複数回答）

図表 3-6 「男性DV相談窓口」を開設した理由（n=37、複数回答）

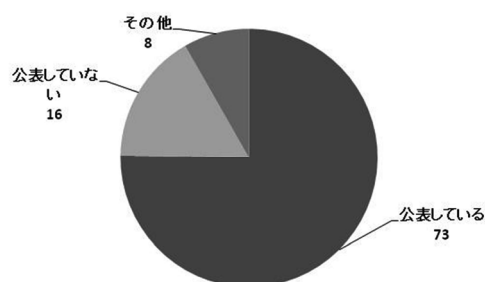


「男性DV相談窓口」がある37都道府県の『「男性DV相談窓口」の開設理由』は、「配偶者暴力相談支援センターの設置に伴い男女を問わず相談窓口を整備することが必要だと考えたため」が30都道府県（81.1%）、「調査等で、男性からのDV相談のニーズがあると推測されたため」が3都道府県（8.1%）、「その他」が5都道府県（13.5%）であった。

(7) 男性DV相談窓口の住所の公表

問7 「男性DV相談窓口」の住所を公表していますか。(該当するもの1つに○をつけてください)

図表 3-7 「男性DV相談窓口」の住所の公表 (n=97)



97 (37 都道府県) の「男性DV相談窓口」では「住所を公表している」が 73 箇所 (75.3%)、「住所を公表していない」が 16 箇所 (16.5%)、「その他」が 8 箇所 (8.2%) であった。

なお、「男性だけが相談できるDV相談窓口」6 箇所 (6 都道府県) で「住所を公表している」のは、1 箇所であった。

【「その他」の内容】

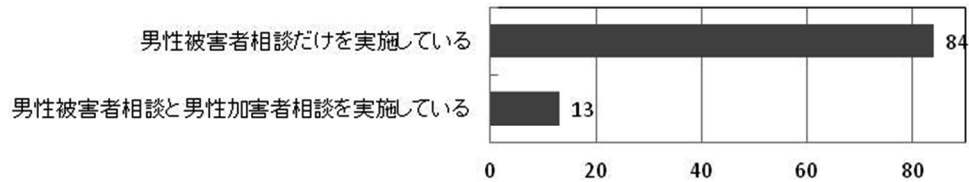
- 電話相談に限って公表している。
- 公表していないが、他の情報から分かってしまう。
- 配偶者暴力相談支援センターとしての所在は公表しているが、「男性DV相談窓口」としての公表はしていない。

2 男性DV相談の実施状況等

(1) 男性DV相談の実施状況

問8 「男性DV相談」の実施状況は次のうちどれですか。（該当するもの1つに○をつけてください）

図表 3-8 「男性DV相談」の実施状況 (n=97)



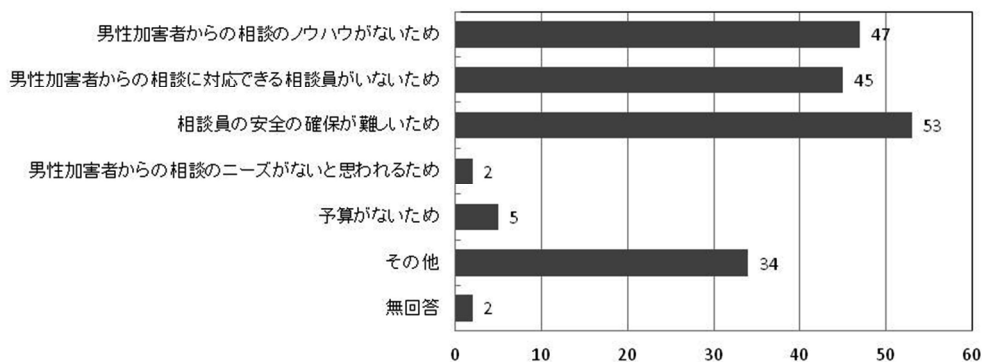
97（37 都道府県）の「男性DV相談窓口」における『「男性DV相談」の実施状況』は、「男性被害者相談だけを実施している」が 84 箇所（86.6%）、「男性被害者相談と男性加害者相談を実施している」が 13 箇所（13.4%）であった。

都道府県別では、「男性加害者相談を実施している男性DV相談窓口」があるのは、12 都道府県であった。

(2) 男性加害者相談を実施していない理由

問9 男性加害者相談を実施していない理由は次のどれですか。(複数回答)
(問8で、「男性被害者相談だけを実施」と回答した都道府県に質問。)

図表3-9 男性加害者相談を実施していない理由 (n=84、複数回答)



「男性被害者相談だけを実施」している「男性DV相談窓口」84箇所(27都道府県)の『男性加害者相談を実施していない理由』は、「相談員の安全の確保が難しいため」が53箇所(63.1%)と最も多く、次いで「男性加害者からの相談のノウハウがないため」が47箇所(56.0%)、「男性加害者からの相談に対応できる相談員がいないため」が45箇所(53.6%)で、「予算がないため」は5箇所(6.0%)、「その他」が34箇所(40.5%)であった。

また、「男性加害者からの相談のニーズがないと思われるため」は2箇所(2.4%)と少数であった。

【「その他」の内容】

- 被害者と加害者双方の相談を同一施設で受けることは、被害者のリスクを高めるため。
- 被害者支援と平行して加害者支援をすることは困難と判断しているため。
- 配偶者暴力相談支援センターは、「被害者」からの相談に応じることとなっているため。
- 加害者対策は国等で調査研究中であり、まだ有効な手段が確立されていないため。

(3) 男性加害者相談を実施していることの周知

問 10 男性加害者相談を実施していることを、どのように周知していますか。
(該当するもの1つに○をつけてください)
(問8で、「男性被害者相談と男性加害者相談を実施」と回答した都道府県に質問。)

図表 3-10 男性加害者相談を実施していることの周知 (n=13)

加害者の相談窓口であることを積極的に周知している	0
「加害者」という言葉を使わずに男性加害者相談を実施していることを周知している	2
その他	11

「男性被害者相談と男性加害者相談を実施」している「男性DV相談窓口」(13箇所・12都道府県)の『男性加害者相談を実施していることの周知』は、「『加害者』という言葉を使わずに男性加害者相談を実施していることを周知している」が2箇所、「その他」が11箇所であった。

【「その他」の内容】

- 特に周知していない。相談があれば対応する。
- 特に周知せず、関係機関のみに情報提供している。
- 男性も女性も相談できる相談窓口であることを周知している。
- 他の相談内容と列記した形で周知している。
- 男性加害者相談窓口とは周知しておらず、DV相談窓口として周知。
- 男性用の総合相談窓口として周知している。

(4) 男性加害者相談窓口の住所等の周知

問 11 「男性加害者相談窓口」の住所等を周知していますか。
(該当するもの1つに○をつけてください)

図表 3-11 男性加害者相談を実施している相談窓口の住所等の周知 (n=13)

住所と電話番号を周知している	3
電話番号のみ周知している	4
その他	6

「男性被害者相談と男性加害者相談を実施」している「男性DV相談窓口」(13箇所・12都道府県)の『住所等の周知』は、「住所と電話番号を周知している」が3箇所、「電話番号を周知している」が4箇所、「その他」が6箇所であった。

【「その他」の内容】

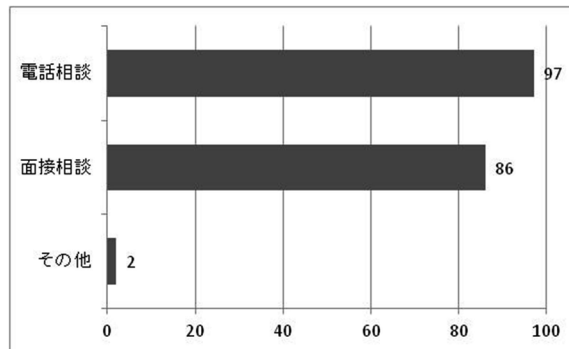
- 男性に特化した周知や、住所等の公開はしていない。
- 公表していないが、他の情報から分かってしまう。
- 「男性加害者相談窓口」として周知していない。配偶者暴力相談支援センターとしては電話番号のみ周知。

3 男性DV相談の実施方法等

(1) 男性DV相談の実施方法

問 12 「男性DV相談」の方法は「電話相談」、「面接相談」、「その他」のどれですか。（複数回答）電話相談、面接相談を実施している場合は、実施状況をご記入ください。

図表 3-12 「男性DV相談」の実施方法（n=97、複数回答）



97（37 都道府県）の「男性DV相談窓口」の『「男性DV相談」の実施方法』は、「電話相談」が97箇所（100.0%）で、「面接相談」が86箇所（88.7%）、「その他」が2箇所（2.1%）であった。

また、「男性加害者相談を実施している男性DV相談窓口」がある12都道府県については、「電話相談」を実施しているのが12都道府県、「面接相談」を実施しているのが8都道府県であった。

【「その他」の内容】

- メール相談

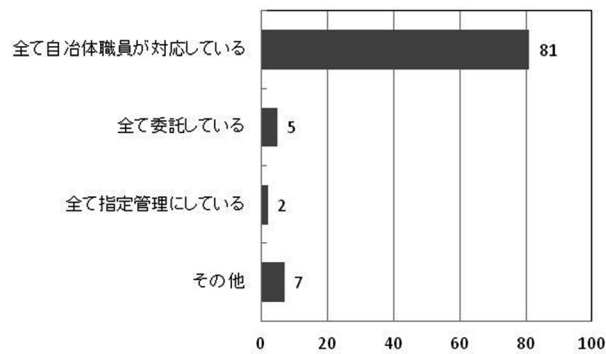
(2) 男性DV相談の実施状況

ア 電話相談実施状況

回答があった95箇所(36都道府県)の「電話相談」の実施状況を、次のとおりまとめた。*電話相談を実施している97箇所のうち、95箇所が回答した。

(ア) 電話相談の相談体制・運営

図表 3-13 相談体制・運営 (n=95)



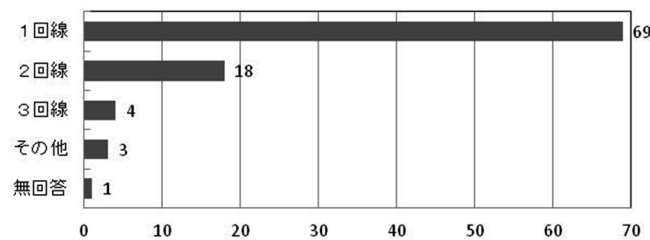
「男性DV相談窓口」(95箇所、36都道府県)の『電話相談の相談体制・運営』は「全て自治体職員が対応している」が81箇所(85.3%)、「全て委託している」が5箇所(5.3%)、「全て指定管理にしている」が2箇所(2.1%)、「その他」が7箇所(7.4%)であった。

【その他の内容】

- 嘱託の職員
- 謝金対応相談員

(イ) 電話回線数

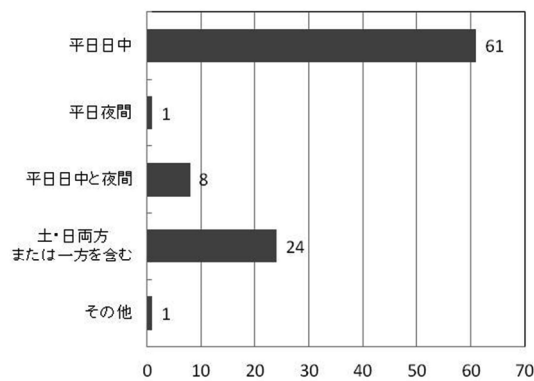
図表 3-14 電話回線数 (n=95)



「男性DV相談窓口」(95箇所、36都道府県)の『電話回線数』は、「1回線」が69箇所(72.6%)、「2回線」が18箇所(18.9%)、「3回線」が4箇所(4.2%)、「その他」が3箇所(3.2%)であった。

(ウ) 電話相談の開設曜日・時間

図表 3-15 電話相談の開設曜日・時間 (n=95)



【「その他」の内容】

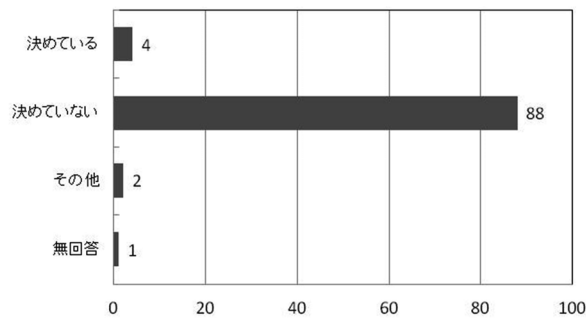
○ 特に指定等はなし

※日中：8時30分から18時

夜間：18時から22時

(エ) 電話相談の一回の相談時間

図表 3-16 電話相談の一回の相談時間 (n=95)



「男性DV相談窓口」（95箇所、36都道府県）の『電話相談の一回の相談時間』については、「決めていない」が88箇所（92.6%）、「決めている」が4箇所（4.2%）で、その時間は「30分」、「概ね20分程度」、「概ね20から30分」であった。「その他」は2箇所（2.1%）であった。

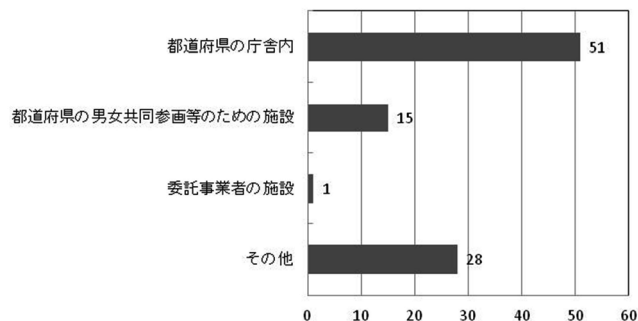
【「その他」の内容】

○ 概ね20～30分だが、相談内容により時間を切らずに受けている。

○ 決めていないが概ね20分目安。

(オ) 電話相談の実施場所

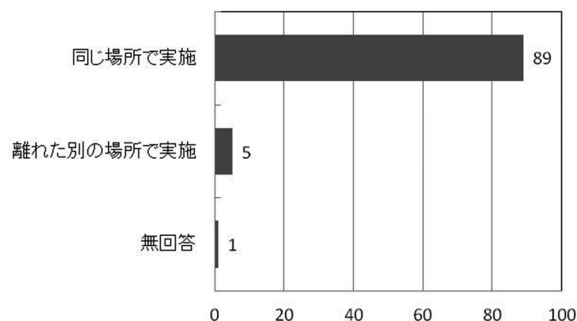
図表 3-17 電話相談の実施場所 (n=95)



「男性DV相談窓口」（95 箇所、36 都道府県）の『電話相談の実施場所』は、「都道府県の庁舎内」が 51 箇所（53.7%）、「都道府県の男女共同参画等のための施設」が 15 箇所（15.8%）、「委託事業者の施設」が 1 箇所（1.1%）、「その他」が 28 箇所（29.5%）であった。

(カ) 電話相談の男性相談と女性相談の実施場所

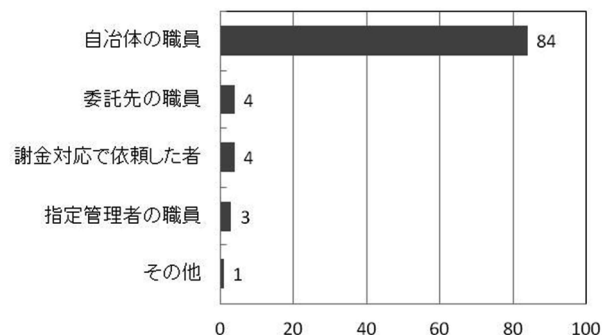
図表 3-18 電話相談の男性相談と女性相談の実施場所 (n=95)



「男性DV相談窓口」（95 箇所、36 都道府県）の『電話相談の男性相談と女性相談の実施場所』は、「同じ場所で実施」が 89 箇所（93.7%）、「離れた別の場所で実施」が 5 箇所（5.3%）であった。

(キ) 電話相談の相談員の所属と性別

図表 3-19 電話相談の相談員の所属 (n=95、複数回答)



図表 3-20 電話相談の相談員の性別 (n=95)

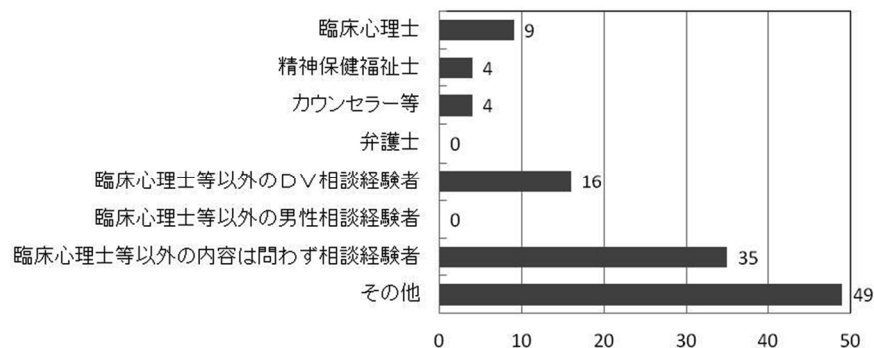
男性と女性	10
男性のみ	7
女性のみ	77
無回答	1

「男性DV相談窓口」(95 箇所、36 都道府県)の『電話相談の相談員の所属』は、「自治体の職員」が84箇所(88.4%)、「委託先の職員」が4箇所(4.2%)、「謝金対応で依頼した者」が4箇所(4.2%)、「指定管理者の職員」が3箇所(3.2%)であった。(図表 3-19)

同じく「男性DV相談窓口」(95 箇所、36 都道府県)の『電話相談の相談員の性別』は「女性のみ」が77箇所(81.1%)、「男性と女性」が10箇所(10.5%)、「男性のみ」が7箇所(7.4%)であった。(図表 3-20)

(ク) 電話相談の相談員の資格等

図表 3-21 電話相談の相談員の資格等 (n=95、複数回答)



「男性DV相談窓口」（95箇所、36都道府県）の『電話相談の相談員の資格等』は、「臨床心理士等以外の内容は問わず相談経験者」が35箇所（36.8%）、「臨床心理士等以外のDV相談経験者」が16箇所（16.8%）、「臨床心理士」が9箇所（9.5%）、「精神保健福祉士」が4箇所（4.2%）、「カウンセラー等」が4箇所（4.2%）、「その他」が49箇所（51.6%）であった。

【「その他」の内容】

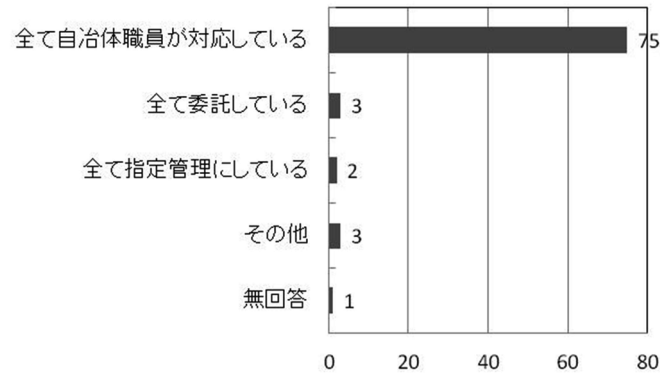
- 一般行政職
- 保健師
- 看護師
- 社会福祉士等社会福祉職
- 心理職員
- 心理学・社会福祉学等を履修した者
- 児童福祉士
- 教員
- 教員OB

イ 面接相談実施状況

回答があった84箇所（31都道府県）の「面接相談」の実施状況を、次のとおりまとめた。*面接相談を実施している86箇所のうち、84箇所が回答した。

(ア) 面接相談の相談体制・運営

図表 3-22 面接相談の相談体制・運営 (n=84)



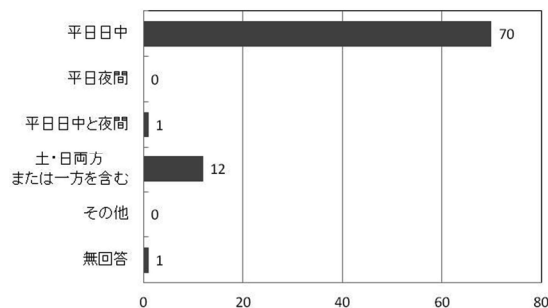
「男性DV相談窓口」（84箇所、31都道府県）の『面接相談の相談体制・運営』は、「全て自治体職員が対応している」が75箇所（89.3%）、「全て委託している」が3箇所（3.6%）、「全て指定管理にしている」が2箇所（2.4%）、「その他」が3箇所（3.6%）であった。

【その他の内容】

- 嘱託の相談員

(イ) 面接相談の開設曜日・時間

図表 3-23 面接相談の開設曜日・時間 (n=84)

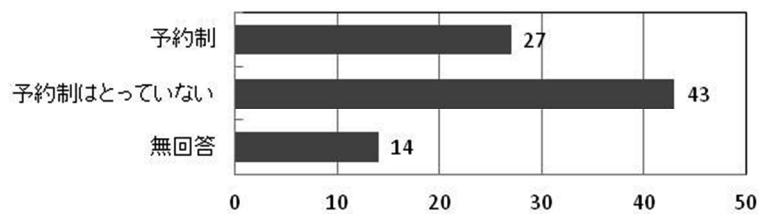


※日中：8時30分から18時

夜間：18時から22時

(ウ) 面接相談の予約について

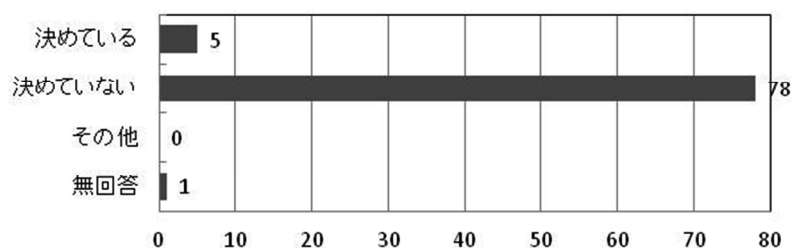
図表 3-24 面接相談の予約について (n=84)



「男性DV相談窓口」（84 箇所、31 都道府県）の『面接相談の予約について』は、「予約制」としているが 27 箇所（32.1%）、「予約制はとっていない」が 43 箇所（51.2%）であった。

(エ) 面接相談の一回の相談時間

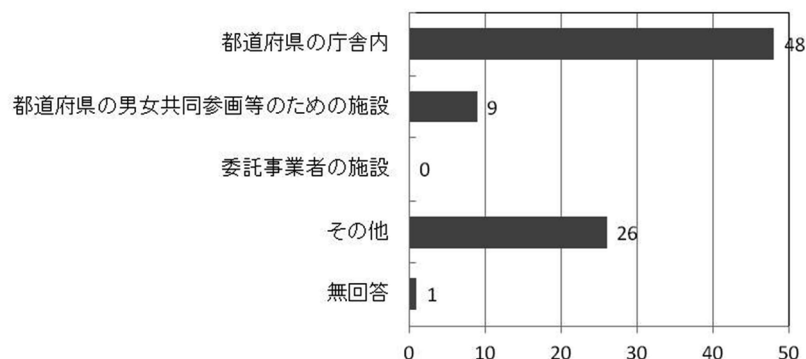
図表 3-25 面接相談の一回の相談時間 (n=84)



「男性DV相談窓口」（84 箇所、31 都道府県）の『面接相談の一回の相談時間』は、「決めていない」が 78 箇所（92.9%）、「決めている」が 5 箇所（6.0%）であり、その内容は「40分」、「45分」、「50分」、「60分」であった。

(オ) 面接相談の実施場所

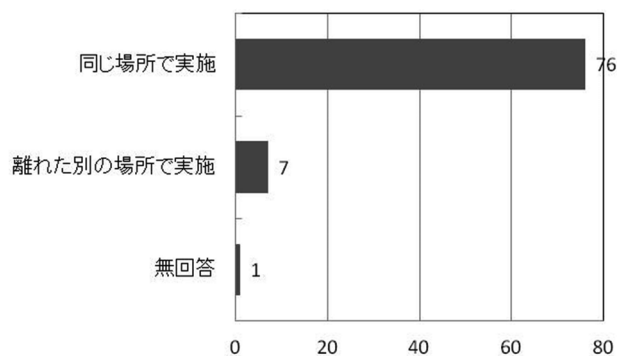
図表 3-26 面接相談の実施場所 (n=84)



「男性DV相談窓口」（84箇所、31都道府県）の『面接相談の実施場所』は、「都道府県の庁舎内」が48箇所（57.1%）、「都道府県の男女共同参画等のための施設」が9箇所（10.7%）、「その他」が26箇所（31.0%）であった。「委託事業者の施設」の回答はなかった。

(カ) 面接相談の男性相談と女性相談の実施場所

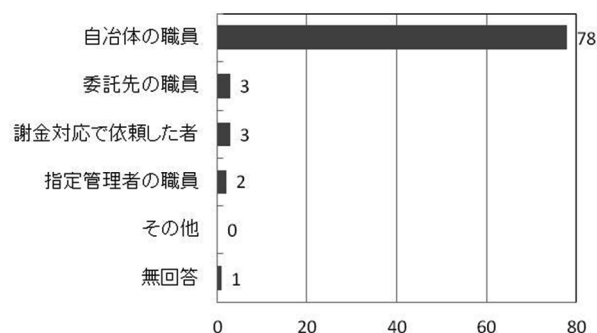
図表 3-27 面接相談の男性相談と女性相談の実施場所 (n=84)



「男性DV相談窓口」（84箇所、31都道府県）の『面接相談の男性相談と女性相談の実施場所』は、「同じ場所で実施」が76箇所（90.5%）、「離れた別の場所で実施」が7箇所（8.3%）であった。

(キ) 面接相談の相談員の所属と性別

図表 3-28 面接相談の相談員の所属 (n=84、複数回答)



図表 3-29 面接相談の相談員の性別 (n=84)

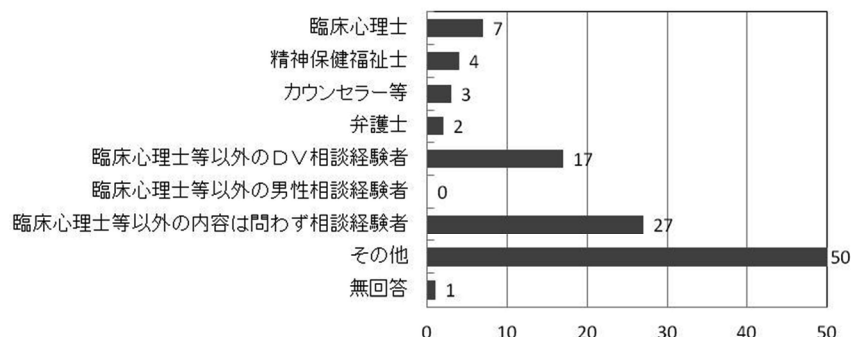
男性と女性	8
男性のみ	14
女性のみ	61
無回答	1

「男性DV相談窓口」(84箇所、31都道府県)の『面接相談の相談員の所属』は、「自治体の職員」が78箇所(92.9%)、「委託先の職員」が3箇所(3.6%)、「謝金対応で依頼した者」が3箇所(3.6%)、「指定管理者の職員」が2箇所(2.4%)であった。(図表3-28)

同じく「男性DV相談窓口」(84箇所、31都道府県)の『面接相談の相談員の性別』は「女性のみ」が61箇所(72.6%)、「男性のみ」が14箇所(16.7%)、「男性と女性」が8箇所(9.5%)であった。(図表3-29)

(ク) 面接相談の相談員の資格等

図表 3-30 面接相談の相談員の資格等 (n=84、複数回答)



「男性DV相談窓口」（84 箇所、31 都道府県）の『面接相談の相談員の資格等』は、「臨床心理士等以外の内容は問わず相談経験者」が 27 箇所（32.1%）、「臨床心理士等以外のDV相談経験者」が 17 箇所（20.2%）、「臨床心理士」が 7 箇所（8.3%）、「精神保健福祉士」が 4 箇所（4.8%）、「カウンセラー等」が 3 箇所（3.6%）、「弁護士」が 2 箇所（2.4%）、「その他」が 50 箇所（59.5%）であった。

【「その他」の内容】

- 一般行政職
- 保健師
- 看護師
- 社会福祉士等社会福祉職
- 心理職員
- 心理学・社会福祉学等を履修した者
- 児童福祉士
- 教員
- 教職員OB
- 精神科医
- 産婦人科医

4 男性DV相談に関する留意事項、課題等

(1) 男性DV相談に関する留意事項

問 13 「男性DV相談」を受けるにあたっての留意事項。

「男性DV相談窓口」がある都道府県（対象 37）の『「男性DV相談」を受ける際の留意事項』の主な回答は次のとおりであった。

<相談員の安全確保>

- 面接相談は、男性職員による対応を原則としている。
- 面接相談は、原則、複数かつ男性職員による対応。
- 面接相談を希望された時は、男性職員が対応する、又は女性相談員が対応する場合は別の職員が同席する等の配慮をしている。
- 面接相談には男性の相談員が対応するようにしている。
- 相談者が加害者の場合は男性職員が対応し、女性相談員は対応しないようにする。
- できれば、上司等、男性の職員にも相談に同席してもらう。

<女性相談者への配慮>

- 男性相談者と女性相談者が鉢合わせしないよう、相談時間をずらす等配慮している。
- 男性相談者の来所相談を事前予約制として、女性相談者と同一時間帯に重ならないように配慮している。

<加害者相談の際の留意点>

- 加害者からの相談に対しては、暴力行為であることを明確に伝えるようにしている。
- DV加害者と思われる場合は、相談者の逆上などに留意して、特に冷静かつ慎重に対応している。

<相談実施の際の留意点>

- 男性被害者にとっては相談しにくい内容であることに配慮した対応をしている。
- 面接相談の場合は、予め電話相談で相談の概要を聴き取っておく。
- 外部からの問合せについての対応マニュアルを作成し、適切な対応に努めている。
- DV加害者である可能性もあり、情報の開示に留意している。
- 被害者・加害者の双方からの相談を受けることがあり、夫婦間では加害者と被害者を一緒の場で対応しないように配慮するとともに、加害者側については、状況を判断しながら相談を打ち切ることもある。
- 相談内容によっては、他機関が実施する男性電話相談の情報を提供する。

<被害者を装う加害者、いわゆる「なりすまし」への対策>

- 男性加害者が女性相談者を追ってきて相談室を利用しているのではないかと、ということに留意して相談を受けている。
- 電話相談の場合はなりすましに留意する。
- なりすましを考慮し、初回の面接は2名の相談員が対応することになっている。
- 被害者になりすます加害者の対応に留意している。
- 男性面接相談に関しては加害者のなりすましによる追及も考えられるため、電話相談から予約を取って面接へつなぐようにしており、最初の電話相談での相談内容の聞き取りは慎重に行っている。
- 加害者のなりすましによる追及が考えられるため、シェルターや支援機関等の情報を不用意に提供しないよう慎重に対応している。
- 加害者のなりすましの見極めが困難なため、支援方法や内容の情報提供は慎重に行うように留意している。
- 男性のDV被害者からの相談は、加害者が被害者になりすましシェルターや支援機関等の情報を探ることも考えられるため、相談内容の聞き取りや情報提供は慎重に、あくまでも相談者の被害相談として対応している。
- 女性被害者の相談状況を聞き出そうとしたり、被害者を装って情報を得ようとしていないか、慎重に聞き取りをする。

(2) 男性DV相談に関する課題等

問 14 「男性DV相談」に関する課題等。

「男性DV相談窓口」がある 37 都道府県の『「男性DV相談」に関する課題等』の主な回答は次のとおりであった。

<被害者支援について>

- 一時保護体制が整っていないため、希望する方がいても対応できない。
- 男性が入居できるシェルターがない。
- 男性のDV被害者の支援方法として、一時保護の設備がない。
- 紹介できる専門相談機関が少なく、シェルターなどのサポートシステムがない。
- 被害者の場合、男性被害者が入所できるシェルターがない等、実質的な支援が乏しいことから十分な対応ができないことがある。
- シェルターがない。
- シェルターがなく、避難が難しい。
- 婦人相談所であるため男性被害者の一時保護ができない。
- 一時保護となった場合に対応が困難となる。
- 男性被害者の場合、避難できるシェルターがないため、避難が必要なときの対応に困る。

- 当該都道府県の一時保護所は、原則として男性被害者が入所できないため、一時保護を委託しなくてはならない現状となっている。
- 保護を求められた場合、対応可能な適切な施設や紹介できる機関がない。
- 男性被害者の一時保護施設を確保できていない等、男性被害者に対する支援体制が十分に整っていない。
- 一時保護に至った場合、男性の受け入れ可能な一時保護委託先が、1施設1名のみであるため、同時に2名以上の保護ができない。
- 男性被害者から一時保護を求められた際、対応できる施設がない。
- 男性のDV相談の大半は被害者からのもので、提供できる情報や支援が少ないのが課題である。
- 男性DV被害者への支援メニューが少なく、自立支援が困難。

<加害者への対応>

- 更生の意志がある加害者に対して、効果的な指導や助言、専門のカウンセリング実施機関を紹介できないこと。
- DV加害者のための更生プログラムを紹介したくても、地域にそのような機関がないこと。
- 加害者に加害者意識がない場合の対応。
- 男性加害者であるが、加害行為に対する自己認識の意識が薄く、それを理解できるように相談に乗ること。
- 自分がDVの加害者である自覚がない場合が多く、相談に時間がかかる。
- 被害者を装った加害者の可能性があること。
- 加害者が被害者になりすまして相談に来る可能性もあることから、対応する相談員の安全の確保が難しくなってくる。
- 女性一時保護者の相手(=加害者)が、電話で女性の所在を聞いてきたり、突然来所することもある。
- 加害者の場合、長時間にわたる暴言や主張を執拗に繰り返す電話等があり、対応に苦慮することがある。
- 加害者の場合、暴言等を繰り返し、長時間にわたって執拗にかけてくる追及電話が入ることがあり対応に苦慮することがある。

<女性相談への配慮>

- 配暴センターが婦人相談所に併設されており、男性からの相談を受けると女性の安全の確保に不安がある。そのため、窓口として広く周知することには強い抵抗感がある。

<相談に関すること>

- 相談支援のHow toが少ない。
- 男性相談を受けるためのノウハウが蓄積されていない。男性からの相談を受けることに対する現場の抵抗感もある。

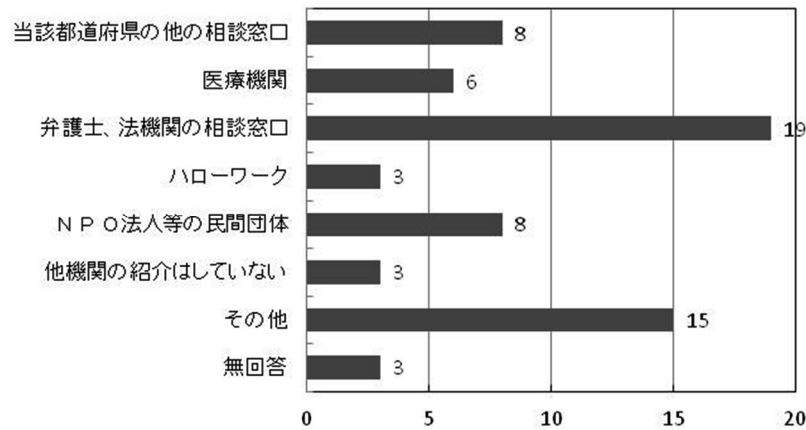
- 相談員は、男性相談のノウハウもなく安全面でも不安がある。
- 被害者を装い相談してくることがあり、見極めが難しい。
- 被害者又は加害者の特定がむずかしい。
- 第三者からの相談で「当事者でなければ、対応の仕様がなない」事を納得してもらうのに苦慮する。
- 裏切った彼女に制裁を加えたい、という加害者予備軍のような男性からの相談に苦慮する。

以上、「男性が利用できる一時保護施設がない」という意見が大半を占め、多くの都道府県に共通した課題となっていることが分かった。他にも、「被害者に提供できる情報や支援が少ない」、「相談支援の方法が少ない」といった、男性相談者への支援方法等の不足に関することが多数挙がっている。

(3) 男性相談者に紹介している機関等

問 15 「男性DV相談」の相談内容（被害者を装う加害者と思われる場合等）によって男性相談者に紹介している機関や団体等がありますか。（複数回答）

図表 3-31 男性相談者に紹介している機関等（n=37、複数回答）



「男性DV相談窓口」がある都道府県（対象 37）の『男性相談者に紹介している機関等』は、「弁護士、法機関の相談窓口」が 19 都道府県（51.4%）と最も多く、「当該都道府県の他の相談窓口」が 8 都道府県（21.6%）、「NPO法人等の民間団体」が 8 都道府県（21.6%）、「医療機関」が 6 都道府県（16.2%）、「ハローワーク」が 3 都道府県（8.1%）、「他の機関の紹介はしていない」が 3 都道府県（8.1%）で、「その他」は 15 都道府県（40.5%）であった。

【「当該都道府県の他の相談窓口」の内容】

- 一般的な男性相談窓口
- 男女共同参画を担当する機関
- 精神保健福祉センター

【「その他」の内容】

- 都道府県内の市町村の男性相談窓口
- 警察
- DV被害者の相談には応じるが、DV加害者には他機関の紹介はしていない。

(4) 男性DV相談窓口の周知方法と効果

問 16 現在、どのような方法で、「男性DV相談窓口」の周知を行っていますか。それぞれの方法について該当するもの1つに○をしてください。効果については、「と思われる」も含めてお答えください。「その他の方法」に該当する場合は周知の方法をご記入ください。

図表 3-32 「男性DV相談窓口」の周知方法と効果(n=37)

	インター ネット	パンフレット 等	自治体の広報誌、 定期刊行物	一般の新聞、 雑誌等	その他の方法
実施・効果がある	6	1	1	0	1
実施・ あまり効果がない	0	1	0	0	0
実施・ 効果はわからない	18	20	12	2	2
実施していない	8	9	18	27	0
無回答	5	6	6	8	34

「男性DV相談窓口」がある 37 都道府県の『「男性DV相談窓口」の周知方法と効果』で、「効果がある」の回答があったのは、「インターネットによる周知」が6都道府県、「パンフレット等による周知」、「自治体の広報誌、定期刊行物による周知」、「市町担当課職員研修会等での周知」が1都道府県であった。なお、いずれの項目も「効果は分からない」との回答が多かった。

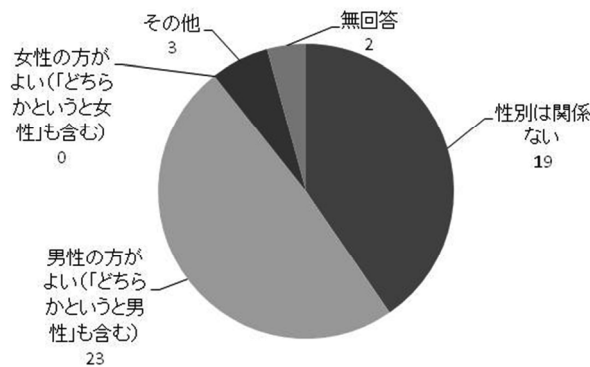
【「その他」の方法】

- 市町担当課職員研修会等での周知
- テレビ・ラジオによる周知

(5) 男性DV電話相談の相談員の性別

問 17 「男性DV電話相談」を受ける相談員の性別についての考えは、「性別は関係ない」、「男性の方がよい（「どちらかというと男性」も含む）」、「女性の方がよい（「どちらかというと女性」も含む）」、「その他」のどれですか。該当するもの1つに○をつけてください。また、その理由をご記入ください。

図表 3-33 「男性DV電話相談」の相談員の性別 (N=47)



全ての都道府県（対象 47）の『「男性DV電話相談」の相談員の性別』の適性については、「男性の方がよい（「どちらかというと男性」も含む）」が 23 都道府県（48.9%）と最も多く、次いで「性別は関係ない」が 19 都道府県（40.4%）で、「その他」は 3 都道府県（6.4%）だった。

「男性だけが相談できるDV相談窓口」を設置している 6 都道府県だけについて見ると、「男性の方がよい（「どちらかというと男性」も含む）」が 4 都道府県、「性別は関係ない」が 1 都道府県であった。

『回答した理由』の主なものは次のとおりであった。

【「男性の方がよい」と回答した理由】

- 同性の方が話しやすいと思われるため。
- 同性の方が、相談相手の心情を理解しやすいため。
- 同性の方が相談しやすく、助言などについても共感が得られやすいため。
- 同性同士の方が相談者に警戒心を持たせず、性の違いによる考え方の相違等、踏み込んだ話が期待できるため。
- パートナー間の暴力の相談であり、相談者の性に対する意識をいたずらに刺激しないため。
- 女性相談者の場合、同性の相談員を希望されることが多く、男性の場合も同じではないかと推測されるため。
- 女性相談員であれば、相談者が警戒する場合もあるため。

- 被害者の加害者に対する恐怖感を排除するためには、被害者と同姓による支援が望ましいため。
- 加害者が被害者を装って電話する可能性があり、威圧的な言動等も考えられるため。
- 異性の場合、威圧的な言動やストーカー行為など相談員への加害のおそれもあるため。

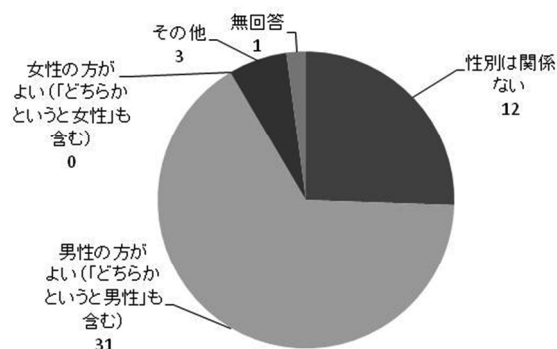
【「性別は関係ない」と回答した理由】

- 男性・女性両方の相談員が対応できる体制が望ましいため。
- 男性、女性どちらに相談したいか、相手によって違うため。
- 相談対応に男女の差はないと考えられるため。
- 電話相談の対応としては、助言・情報提供などが主になると思われ、特に性別が問題となることは少ないと思われるため。
- 女性相談員が男性の相談に配慮して相談にあたっており、特段問題はないため。
- DV被害のメカニズムについては、男女共通のものであるため。
- セクシャルマイノリティの場合などもあり、ケースにより性別に関係なく対応できるようにするのが理想的であるため。
- スキルがあれば性別に関係なく男性DV相談に対応できるため。
- 同性の相談員は相談者が共感を持ちやすく、また、女性相談員は優しく柔らかい対応で相談者の癒やし効果も得られると思われるため。

(6) 男性DV面接相談の相談員の性別

問 18 「男性DV面接相談」を受ける相談員の性別についての考えは、「性別は関係ない」、「男性の方がよい（「どちらかというと男性」も含む）」、「女性の方がよい（「どちらかというと女性」も含む）」、「その他」のどれですか。該当するもの1つに○をつけてください。また、その理由をご記入ください。

図表 3-34 「男性DV面接相談」の相談員の性別(N=47)



全ての都道府県（対象 47）の『「男性DV面接相談」の相談員の性別』の適性については、「男性の方がよい（「どちらかというと男性」も含む）」が 31 都道府県（66.0%）と最も多く、次いで「性別は関係ない」が 12 都道府県（25.5%）で、「その他」は 3 都道府県（6.4%）だった。

「男性だけが相談できるDV相談窓口」を設置している 6 都道府県だけについて見ると、全ての都道府県が「男性の方がよい（「どちらかというと男性」も含む）」と回答した。

『回答した理由』の主なものは次のとおりであった。

【「男性の方がよい」と回答した理由】

- 同性の方が話しやすいと思われるため。
- 同性の方が、相談相手の心情を理解しやすいため。
- 同性の方が相談しやすく、助言等についても共感が得られやすいと考えられるため。
- 被害者の加害者に対する恐怖感を排除するためには被害者と同姓による支援が、望ましいと考えられるため。
- 女性相談者の場合、同性の相談員を希望されることが多く、男性の場合も同じではないかと推測するため。
- 相談員の安全を考慮し、男性の方がよいと思われるため。
- 加害的な行為がある場合、男性の方が身を守りやすいため。

- 異性の場合、ストーカー行為など相談員への加害のおそれもあるため。
- 加害者によるなりすまし等があった場合、女性相談員の安全性を確保する必要があるため。
- なりすまし等の可能性を考慮すると、女性相談員では安全性が危ぶまれるため。
- 相談内容や面接状況（面接室の構造など）によって女性1人では対応しにくいことが想定され、どちらかというとなりがよいと思われるため。
- 男性は他者に対して自分の弱みを見せることを嫌う傾向にあり、特に異性に対してその傾向が強くなると考えられるため。
- 同性同士の方が、相談者に警戒心を持たせず踏み込んだ話が期待できる。女性の対応の場合、相談後の心理への影響が懸念され、相談員の安全が脅かされる危険があるため。

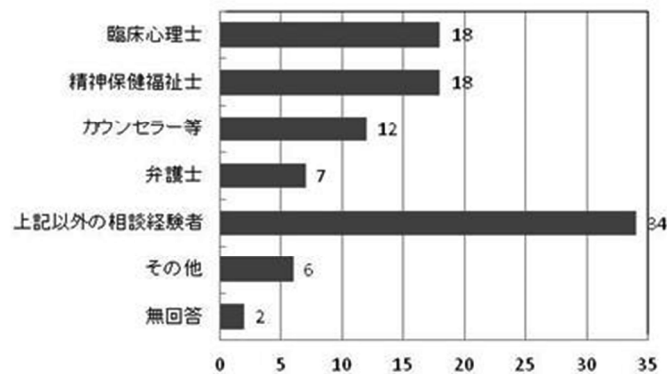
【「性別は関係ない」と回答した理由】

- 男性、女性どちらに相談したいか、相手によって違うため。
- 同性の相談員の方が相談しやすい人もいれば、異性の方が相談しやすい人もいると考えられるため。ただし、女性の相談員が面接する場合は、状況に応じて男性職員が同席する等、フォローの体制を整える必要がある。
- 同性の相談員は相談者が共感を持ちやすい。女性相談員は優しく柔軟に対応で相談者の癒やし効果も得られると思われるため。ただし、女性の場合、相談者が加害的な行為等に及ぶおそれがあることを想定して2人で対応する必要があると思われる。
- 男性と女性の両方が配置されていることが望ましいため。ただし、面接を安全に行う必要があるような事例の場合は、男性の相談員が望ましい。
- 婦人相談員が配慮をもって相談にあたっており、特段問題はないと考えるため。
- DV被害のメカニズムについては、男女共通のものであるため。
- セクシャルマイノリティの場合などもあり、ケースにより、性別に関係なく対応できるようにするのが理想的であるため。

(7) 男性被害者からのDV相談の適任者

問 19 男性被害者からのDV相談の相談員にはどのような方が適していると考えますか。(複数回答) また、その理由をご記入ください。

図表 3-35 男性被害者からのDV相談の相談員に適任と考える者(N=47、複数回答)



『男性被害者からのDV相談の相談員に適任と考える者とその理由』は、「臨床心理士等以外の相談経験者」が34都道府県(72.3%)と最も多く、次いで「臨床心理士」、「精神保健福祉士」が、18都道府県(38.3%)、「カウンセラー等」が12都道府県(25.5%)、「弁護士」が7都道府県(14.9%)で、「その他」は6都道府県(12.8%)であった。

「男性だけが相談できるDV相談窓口」を設置している6都道府県だけについて見ると、「臨床心理士等以外の相談経験者」が4都道府県、「臨床心理士」と「精神保健福祉士」が2都道府県、「その他」が1都道府県であった。

【「その他」の内容】

- 社会福祉士
- 行政職員でも対応可能
- 相談内容によって適任者は違う

【適任であると考えた主な理由】

<相談経験>

- DV相談は幅広い分野の支援が必要なので、基本的な知識を有するDV相談経験者が対応することが適している。
- 多くの経験を積んだ者からの助言には、深い悟りと癒やしが期待できると考えるので、相談経験者が適している。
- 後々の様々な側面での支援を考えると、DV相談において多方面での専門家につなげることができる相談経験者が適している。

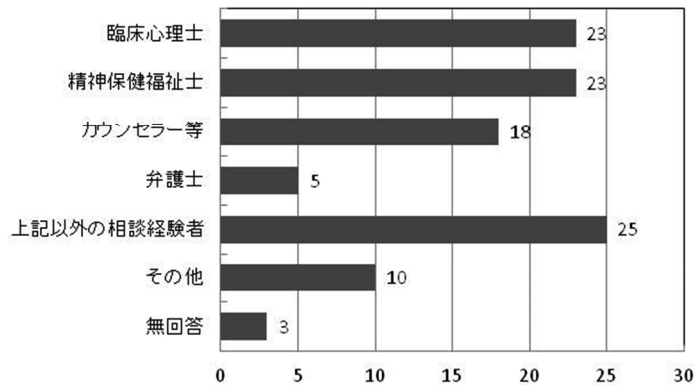
<専門性>

- 精神的なダメージを受けている男性被害者からの相談が多いため、精神保健福祉士による面接相談の対応は有効と思われる。
- 心理的な緩和と相談者の本心を聞き出すという両面が必要なため、カウンセラー等が専門性を駆使しながら男性相談者に有効な助言が可能な者として最も適している。
- 臨床心理士等専門知識をもった相談員が対応することによって、相談者に安心を与えることができる。

(8) 男性加害者からのDV相談の適任者

問 20 男性加害者からのDV相談の相談員にはどのような方が適していると考えますか。(複数回答) また、その理由をご記入ください。

図表 3-36 男性加害者からのDV相談の相談員に適任と考える者(N=47、複数回答)



『男性加害者からのDV相談の相談員に適任と考える者とその理由』は、「臨床心理士等以外の相談経験者」が25都道府県(53.2%)と最も多く、「臨床心理士」、「精神保健福祉士」が、23都道府県(48.9%)、「カウンセラー等」が18都道府県(38.3%)、「弁護士」が5都道府県(10.6%)で、「その他」は10都道府県(21.3%)であった。

「男性だけが相談できるDV相談窓口」を設置している6都道府県だけについて見ると、「臨床心理士」が4都道府県、「精神保健福祉士」が3都道府県、「臨床心理士等以外の相談経験者」が2都道府県、「その他」が1都道府県であった。

【「その他」の内容】

- 医師
- 相談内容によって適任者は違う
- 加害者対応に関する検収などを受講した相談員
- ジェンダーの視点を理解した男女共同参画の推進者

【適任であると考えた主な理由】

<相談経験>

- 基本的な知識を有するDV相談経験者が対応することが適している。
- DV加害者の場合、その相談は特殊なため被害者側の立場にも立てるようDV相談経験者が好ましい。
- 加害者に限らず男性相談の対応には対応や特性の理解が必要な事から、相談業務経験者が望ましい。
- 相談員の役割は、相談者に寄り添い、問題の整理をすることが主と思われる。必要に応じて専門相談を行うことを想定し、相談業務経験者であれば特に職種は定めなくてもよい。
- 相談の場面では被害者・加害者の区別なく受けることが想定され、個々の状況に応じて関係機関へつなげていくことになるため、相談業務経験者がよい。
- 加害者からのDV相談は、暴力行為を省みた相談や正当性を強く主張する相談など様々であり、男性相談やDV相談の特性等を理解した相談業務経験者が望ましい。

<専門性>

- 加害者の精神的な状況や環境が様々なケースがあるので、つながりとしては臨床心理士が最初に話を聞いて、その後振り分ける（整理）のがよいと思われる。
- DV加害者の特性を理解して対応する必要があるため、臨床心理士などの専門的な観点をふまえた相談対応は有効である。
- 自己の暴力行為を省みて更生を望むDV加害者に対して、支援のため精神保健福祉士の専門的な視点から分析判断し助言していくことは有効と思われる。
- 相談者が加害者の場合は、精神的に理解のできる専門性のある相談員が望ましい。
- 加害者として自覚している場合は対応を求めていることから、カウンセラー等による介入も考慮した対応が望まれる。
- 加害者相談に限定した場合、予め専門的なノウハウをもった相談員が対応できれば効果的と考える。明確な理由はないが、一般論として、加害者心理に詳しいと言われる臨床心理士やカウンセラー等であれば一定の専門的なノウハウを有しているものと理解している。
- 加害者自身に内省を促すためには、カウンセラーや精神保健福祉士のケアが有効。
- 本心を告げようとしめない男性が多いため、その本心を聞き出すための専門性を有する臨床心理士、精神保健福祉士やカウンセラー等男性相談者の心理面を考慮しながら、適切な解決方法を見つけられる方向につながると思われるため。
- 相談内容により異なると思われるが、まずは相談者を受け入れ、必要な機関につないでいく事が大切である。ただ、高圧的な態度に出る者が多い可能性があること等により、弁護士による法の根拠を押さえた対応が適しているとも考える。